

・成田市コンプライアンス条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(公益通報に係る審査会の所掌事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3～6 略</p>	<p>(公益通報に係る審査会の所掌事務)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前各項の規定にかかわらず、審査会は、調査の結果、公益通報の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、審査を開始しない旨の決定をすることができる。ただし、審査会が審査の必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>監査委員による監査がされており、又は監査が終了したものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>係属中の争訟に係るもの又は判決、裁決等がされたものであるとき。</u></p> <p>(3) <u>刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)の規定による告訴若しくは告発をされたもの又は捜査機関による捜査が行われており、若しくは捜査が終了したものであるとき。</u></p> <p>(4) <u>議会、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関その他これらに準ずる機関において、調査等が行われており、又は調査等が終了したものであるとき。</u></p> <p>(5) <u>不正な行為が是正されるとともに再発を防止するために必要な措置が講じられているものであるとき。</u></p> <p>(6) <u>第1項若しくは第2項の規定による調査若しくは審査を行っており、又は第1項若しくは第2項の規定による調査若しくは審査が終了したものであるとき。</u></p> <p>4～7 略</p>

現行	改正案
<p>(公益通報に係る措置等)</p> <p>第15条 任命権者は、<u>第13条第3項</u>の規定により公益通報の内容が事実であるとの通知(<u>同条第6項</u>において準用する場合を含む。)を審査会から受けたときは、審査会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、その概要を公表するものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(公益通報に係る措置等)</p> <p>第15条 任命権者は、<u>第13条第4項</u>の規定により公益通報の内容が事実であるとの通知(<u>同条第7項</u>において準用する場合を含む。)を審査会から受けたときは、審査会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、その概要を公表するものとする。</p> <p>2・3 略</p>